別図

羅臼緑町デジタルテレビジョン放送局（中継局）の放送エリア図

【注意】

１　地上デジタルテレビジョン放送エリア（放送区域）は、電波法令で、地上１０メートルの高さにおいて、送信所からの放送波の電界強度が１ｍＶ／ｍ以上得られる区域と規定されています。

２　エリア内であっても、地形やビルなどにより放送波が遮られる場合や、受信システムが対応していない場合などは視聴できないことがあります。